

2021年3月15日

One Asia Lawyers シンガポール事務所

シンガポール個人情報保護法 Q&A (第6回)

本稿執筆の背景については、[第1回記事](#)の冒頭をご参照ください。

Q. 事業者は、個人情報に対して、どのようなアクセスを提供しなければなりませんか。

PDPA 第21条第1項においては、個人は、事業者に対して次の情報にアクセスすることを求めることができ、事業者は、本人の請求があった場合には、合理的に可能な限り速やかにこれらの情報を本人に提供しなければならないと規定されています。

- (a) その事業者が保有し、又は管理している、本人に関する個人情報の一部又は全部
- (b) 本人の請求日から1年以内に、当該個人情報事業者によって使用され、又は開示された（若しくはその可能性があった）方法に関する情報

事業者は、原則として、請求を受けた全ての個人情報に対するアクセスを認めなければなりません。附則5 (Fifth Schedule) において、アクセス義務が免除される場合が列挙されています。

また、個人からアクセス請求を受けた場合でも、その時点で保有しておらず、又は管理下にはなくなっていた個人情報に対するアクセスを実現させる必要はなく、事業者は、その個人情報を保有等していないことを理由にアクセス請求に応じることができない旨を、請求者に通知することができます。また、個人情報の出所に関する情報を提供する必要もないと説明されています。

一方で、個人情報へのアクセスを請求する個人は、状況に応じて、書面による当該個人情報の写しを求めることができますが、この場合、事業者は、写し作成のための一定の費用を請求できるとされています¹。また、対象となる個人情報の文書化が現実的に困難な場合（例えば、事業者が所有するデバイスから対象となる個人情報を抽出することができない場合等）、事業者は、対象となる個人情報を直接確認する合理的な機会を提供すべきとされます。

すなわち、事業者によるアクセス提供義務は、このように独立して抽出・提供することが困難な個人情報にも同様に適用されることとなりますので、留意が必要と言えます。その保管の

¹詳細については、第7回記事 Q. 「事業者が、個人からのアクセス要求を拒絶でき、又は拒絶すべき場合がありますか。」の項をご参照下さい。

形式を問わず、管理下にあるすべての個人情報の収集、使用、及び開示を追跡するためのプロセスを実施することが、事業者には求められていることとなります。

もともと、アクセスを提供することによる負担や費用が事業者にとって不合理であったり、個人の利益に釣り合いであったり、請求が軽薄であったり煩わしいと言える場合には、アクセスを提供する必要はありません²。

一方で、事業者は、個人からのアクセス請求に対応する前に、その請求者について適切な検証を行う等して、身元確認の適切な手段を講じるべきであるとされています。この点について、PDPCにおいては、どのように本人確認を得るべきかについての具体的方法を示していませんが、無用の事後的な紛争を避けるため、その対応がPDPAに準拠していることを証明するための証拠となりうるような何らかの書類を用意しておくことが奨励されています。また、アクセス請求を処理する際の検証の実施に関する標準的な運用手順を定めたポリシーを定めることも考えられます（例えば、アクセス請求を処理する従業員が、本人確認のために申請者に質問することができるとする等）。また、アクセスの請求者が代理人であった場合には、有効な代理権の有無を確認すべきとされています。

Q. 事業者が、個人情報の利用又は開示の方法に関する情報を提供する際の留意点はありますか。

第21条第1項のとおり、個人情報の利用又は開示に関する情報の提供が求められた場合、事業者は、過去1年間に個人情報がどのように利用・開示されたか、又はそれらの可能性があるかに関する情報を提供しなければなりません。ただ、この点については、多くの場合、このようなアクセス請求への対応の一環として、個人情報が開示された先（特定の第三者）のリストを提供するのではなく、開示基準に関するリストを提供することで代えることができるとされています。また、このようなリストは定期的にアップデートされる必要があるとされます。

なお、一般的には、個人情報が開示された第三者に関する情報の請求に応じる際には、個人情報の開示先の一般的なカテゴリー（例：「製薬会社」のみを提供するのではなく、具体的な名称（例：「製薬会社ABC」）を個別に特定するべきであり、これにより、個人情報が開示された第三者機関に個人が直接アプローチできるようにすべきとされている点、注意が必要です。

このほか、過去1年間に個人情報がどのように利用されたか、又は利用された可能性があるかを特定する際に、事業者は、個人情報が利用された（又はその可能性のある）具体的な目的そのものではなく、その目的の概要を説明することで足りるとされます。例えば、ある事業者が、アクセス要請前の1年間に、外部の監査人に個人情報を複数回開示していた可能性があること

²この点の詳細についても、第7回記事Q. 「事業者が、個人からのアクセス要求を拒絶でき、又は拒絶すべき場合はありますか。」の項をご参照下さい。

する場合、アクセス要請に応じる際には、個人情報が開示された全ての事例を記載するのではなく、監査目的で開示されたとのみ回答することが可能であるとされています。

なお、事業者がとるべき実際の対応は、具体的なアクセスの要請内容によって異なりますが、事業者が責任を果たしたと言えるためには、合理的な人物が状況に応じて適切と考える程度にまで行う必要がある点には留意が必要です。

また、事業者は、個人からのアクセス請求を受け取った時点から合理的に可能な限り速やかに対応しなければなりません。アクセス請求を受けてから 30 日以内に回答できない場合には、原則として、30日経過前に回答可能な期間を書面で本人に通知しなければなりません。

以上

<注記>

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers シンガポール事務所においては、常駐日本人専門家・シンガポール法弁護士を含む合計 20 名強の体制で対応を行っております。M&A を中心とするコーポレート案件、労務、個人情報その他を含むコンプライアンス案件、倒産、国際仲裁等、現地に根付いたサービスを提供しております。

顧問先向けには、各種動画配信（例えば、「サーキットブレーカー解除後に求められるシンガポールにおける個人情報保護法対策」、「シンガポールにおける債権回収・倒産法の実務」等）も行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

tomoyoshi.ina@oneasia.legal



[伊奈知芳](#) One Asia Lawyers シンガポール事務所

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所に約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所首席代表弁護士として勤務する。

同所在職中は、主に日系クライアントに対する対中国・アジア進出、企業再編（50 件以上の M&A を含む。）、撤退案件全般に関する各種法的アドバイスの提供のほか、各種案件に伴う労務問題の処理、税関問題の処理、債権回収案件への対応等に携わる。

2015 年、同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016 年、同大学院を卒業（Master's Degree を取得）後、One Asia Lawyers の設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダー M&A 案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、及びシンガポールに関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。tomoyoshi.ina@oneasia.legal